

ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底



マテリアリティの中長期ビジョン

	リスク	機会	対応の方向性
長期	●企業の不正行為の社会問題化 ●サイバー攻撃などの情報漏洩事故の増大、深刻化 ●自然災害や感染症の発生による事業の中断	●強固なガバナンス体制の確立による健全性かつ透明性の確保、および社会からの信頼獲得 ●リスクマネジメント強化による事業の安全性・継続性の確保	●法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保など、一層のガバナンス強化を図る ●リスクを適切に把握し、顕在化を未然に防ぐ。顕在化した場合はその影響を最小化する
	外部環境	ステークホルダーのニーズや期待	中期目標
中期	●上場企業の社外取締役設置の義務化など、ガバナンス強化に向けた会社法改正（2019年）、個人情報保護法・公益通報者保護法の改正（2022年）など ●自然災害や感染症発生による事業の中断 ●サイバー攻撃などによる情報漏洩・事業中断の多発 ●当社重要市場における戦争・テロ・政治不安・治安の悪化など	●事業継続・信頼向上の期待	●内部統制システムの有効かつ効率的な運用による強固なガバナンス体制の維持 ●コンプライアンスの徹底による重大インシデントの発生防止 ●リスク顕在化時の緊急対応、社内情報共有の強化

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方・方針

三菱自動車は、ビジョン・ミッションにもとづき、株主の皆様やお客様をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるべく、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コンプライアンスを最優先に考え、経営上の優先課題としてコーポレート・ガバナンスの継続的な強化・充実に取り組んでいます。

また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取り纏め、当社ウェブサイトにおいて公開しています。

PDF 「コーポレートガバナンス・ガイドライン」

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化の一環として、経営監督機能と業務執行機能の分離を明確にし、経営の健全性・透明性確保に向けて一層の監督強化および危機管理の徹底を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現していくために、2019年6月21日より、指名委員会等設置会社に移行しています。



ターゲット
● 8.7



ターゲット
● 16.5

取締役会および取締役

取締役候補者の指名方針および取締役会の構成

取締役会は、経営上の重要事項の決定および執行役の業務執行の監督を行っています。

三菱自動車は、取締役候補者の指名方針および取締役会全体の構成・規模について、以下の基本方針を定めています。

〈基本方針〉

取締役会において、経営方針や具体的執行事案について客観的、多面的に審議し、執行役による業務執行状況を適切に監督するためには、多様な知識・経験・専門性・バックグラウンドを有する適正規模の社内外の者が様々な観点から闊達な議論を行うことが重要であることから、その実現を図るように取締役を指名します。

この方針に従い、取締役会全体としての独立性および多様性を確保します。

取締役会の監督機能を強化するため、取締役の過半数を社外取締役とします。さらに、独立・客観的な立場で責務を果たすため、取締役の3分の1以上を独立社外取締役とし、その通算任期にも配慮します。また、指名、報酬および監査の各委員会は、委員の過半数を社外取締役とし、委員長は原則として社外取締役とします。

社外取締役については、例えば法律や会計・財務などの専門家、一定規模以上のグローバル企業の経営経験者、世界情勢や社会・経済動向に関する識者など、社内取締役だけでは得られない多様な知識・経験・専門性をベース

として、当社グループについての理解やあるべき方向性の議論に必要な時間と労力を割き、臆することなく経営陣に対して意見表明ができることを重視して指名します。加えて、多角的な視点が事業推進や適切な監督や監査に資するとの認識に立ち、ジェンダー・年齢・国際性といったバックグラウンドの多様性も考慮していきます。

社内取締役には、執行のトップである社長と、当社での執行経験にもとづき適切に監査委員としての任に当たることができる者を指名します。

また、取締役会は、闊達で建設的な議論・意見交換が可能となるような人数で構成されるようにします。

2022年6月23日現在において、取締役13名（女性取締役2名）で構成されており、13名の取締役のうち11名は豊富な経験や高い見識などを有する社外取締役であり、社外取締役のうち5名は独立社外取締役であります。

また、各取締役の知識・経験・専門性（スキル・マトリックス）については、当社ウェブサイトにおいて公開しています。

(WEB) https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/governance/policy_skill.html

社外取締役の独立性判断基準

当社は、以下のとおり、社外取締役の独立性判断基準を定めており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を独立役員として選任しています。

〈社外取締役の独立性判断基準〉

当該社外取締役が次のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であること

- ① 当社主要株主（※1）の業務執行者
- ② 当社の主要取引先（※2）もしくは当社を主要取引先とする会社またはそれらの親会社もしくは子会社の業務執行者
- ③ 当社の主要借入先（※3）またはそれらの親会社もしくは子会社の業務執行者
- ④ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑤ 当社から、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士などの会計専門家、弁護士などの法律専門家（当該財産を得ているのが、法人・組合などの団体である場合は当該団体に所属している者）
- ⑥ 当社の役員相互就任先の業務執行者
- ⑦ 当社から多額（※4）の寄付または助成を受けている団体の業務執行者
- ⑧ 過去3年以内に、①～⑦のいずれかに該当していた者
- ⑨ 現在、近親者（2親等以内）が①～⑦のいずれかに該当する者
- ⑩ 社外取締役としての在任期間が通算8年を超える者
- ⑪ その他の事情を実質的または総合的に勘案して、当社との関係性が強いと見られる可能性がある者

※1：主要株主：10%以上の議決権を有する者

※2：主要取引先：当社の取引先であってその年間取引金額が直近事業年度の当社の連結売上高または相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超える取引先

※3：主要借入先：当社が借入を行っている金融機関であって、その借入額が直近事業年度末の連結総資産の2%を超える借入先

※4：多額：当社から収受している対価が年間1,000万円以上



ターゲット
● 8.7



ターゲット
● 16.5

取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るため、全取締役に対するアンケート調査により、取締役会実効性評価を年に1度実施しています。

2021年度においては、取締役会の監督機能充実をはかる観点から、主に「取締役会及び各委員会の構成」、「取締役会及び各委員会の審議事項」、「取締役会及び各委員会の監督機能」、「取締役会及び各委員会における審議の状況」の4つの点を軸に、取締役会実効性評価を実施しました。

評価の結果、取締役会の実効性に関する重大な懸念などはないと評価しておりますが、今回認識した主要な課題は以下のとおりです。

- ・より大局的な事項への取締役会の審議・議論の重点の移行
- ・取締役会の判断・監督の前提となる、経営を取り巻く環境や執行側の状況への理解の深化や、執行側の検討・意思決定の経緯に関する情報などを得る機会の充実

三菱自動車は取締役会に関する分析・評価により認識した主要な課題への取り組みを含め、さらなる取締役会の実効性向上を図り、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいきます。

委員会

取締役会には、法定の以下の3つの委員会を設置し、取締役会と合わせて取締役および執行役の監督機能を果たしています。各委員会はそれぞれ過半数が社外取締役に構成されており、委員長は社外取締役に務めています。これにより、公正性および透明性をもったコーポレート・

ガバナンスが実質的に機能する体制を整備しています。

指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任・解任議案の決定に加え、執行役社長が取締役会に提案する執行役の選任・解任案の承認、当社の執行役社長の後継者計画などに関する審議を行います。委員は5名の社外取締役に構成され、委員長は独立社外取締役（幸田 真音）が務めています。

2021年度は、指名委員会を10回開催し、取締役候補者や執行役の選任のほか、取締役候補者の指名方針やスキルマトリックス、社長後継者計画などについて審議を行いました。

報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役の報酬などの決定に関する方針、並びに個人別の報酬の内容などについて審議・決定を行います。委員は社外取締役4名と社内取締役1名により構成され、委員長は社外取締役（宮永 俊一）が務めています。

2021年度は、報酬委員会を9回開催し、通常の役員報酬額の決定などに加え、役員報酬制度の振り返りを行い、経営上の重要課題としての認識が高まってきているESGに関する目標を新たに役員報酬制度に盛り込むことなどを審議してきました。その結果、2022年度より、ESG関連項目（事業活動CO₂排出量と従業員エンゲージメント）を中長期業績連動報酬の業績指標の一つとして新たに導入しました。

監査委員会

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行の監査、内部統制システムの構築・運用状況の監督、および監査報告の作成等を行うほか、取締役会により業務執行者による調査を実施することが相当でないと判断された事項に関する社内調査の実施などを行います。委員は社外取締役4名と社内取締役1名により構成され、委員長は独立社外取締役（竹岡 八重子）が務めています。

2021年度は、監査委員会を15回開催しました。監査委員会監査の状況については、P109をご参照ください。

執行役

取締役会は、法令および定款の規定により取締役会の決議を要する事項、株主総会の決議により委任された事項および事業経営に関する一定の重要事項を決定し、これら以外の業務執行の決定権限は執行役に委任しています。

執行役は、取締役会から委任を受けた業務執行の決定およびその執行を担っています。取締役会の決議により執行部門の長として、執行役社長が取締役会により執行役を選任しています。

2022年6月23日現在において、執行役は12名（執行役社長を含む）であります。

業務執行における意思決定プロセスおよび各種会議体の概要

業務執行にあたっては、執行部門の長である執行役社長の他に、職掌範囲における業務執行に関する責任者として権限及び責任を持つ執行役副社長を置いています。また、



ターゲット
● 8.7



ターゲット
● 16.5

権限委譲規定に基づき意思決定権限を体系化し、委任事項及びその範囲を定義するとともに、主要事項の意思決定手続きを定め、業務執行の迅速化と、意思決定プロセスの透明性の向上を図っています。

経営上の重要事項については、執行役全員により構成し、執行役社長が議長を務める「経営会議（EC）」において審議の上、決定しています。

また、商品プロジェクトに関する重要事項については、「商品会議（PDM）」にて審議の上、決定しています。

さらに、内部統制に関わる事項については、「内部統制委員会」において審議の上、決定しています。

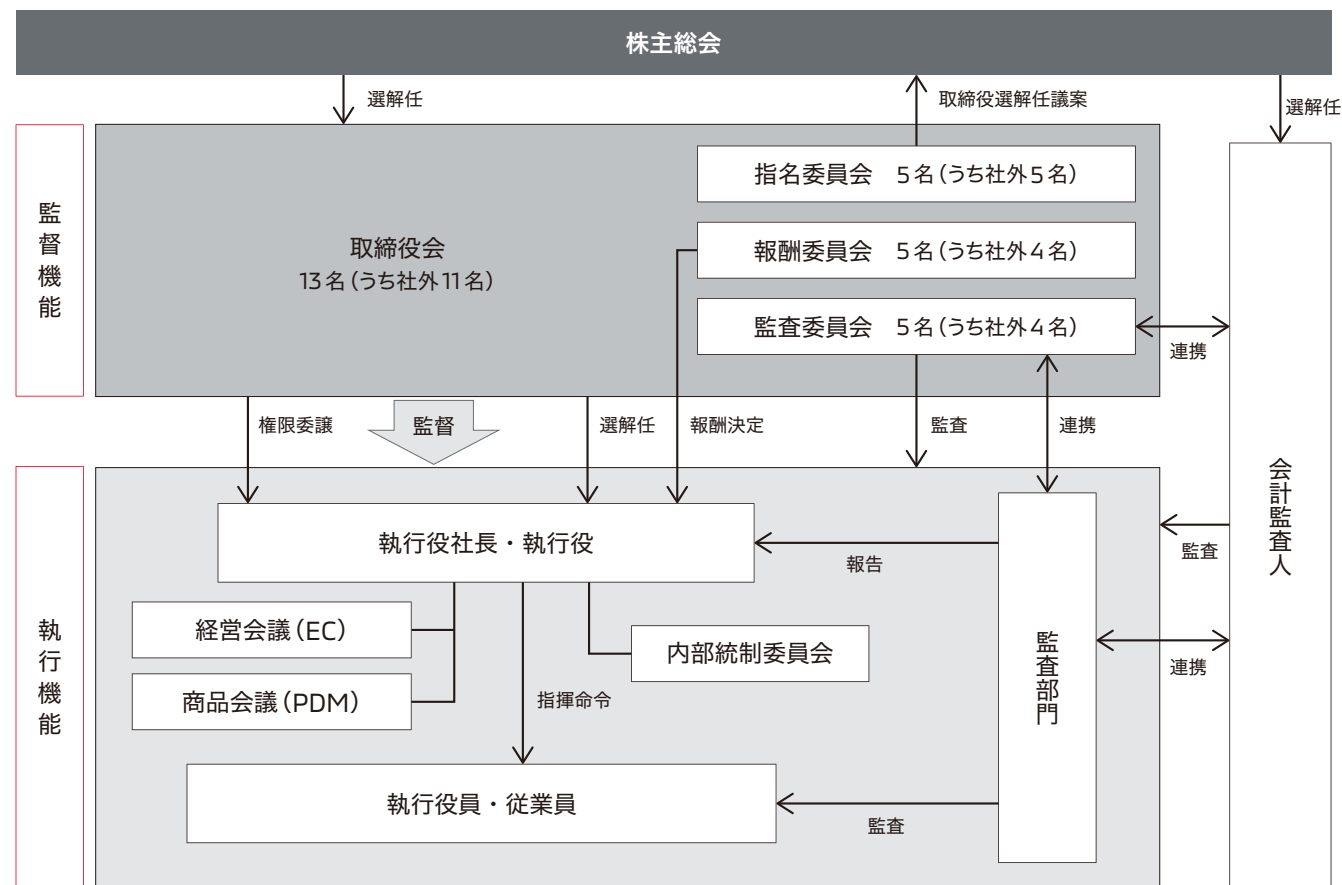
いずれも、執行役社長が議長・委員長を務めており、関係する執行役がメンバーとなっています。

利益相反の回避

三菱自動車は、役員や主要株主などの関連当事者間の取引にあたっては、他の取引先の場合と同様に、会社および株主共同の利益を害することがないよう、経済合理性を十分検討したうえで、複数の関係部署によるチェックと権限委譲規定に定められた責任者による承認にもとづいて、取引を行っています。とりわけ当社と取締役および執行役との競業取引および利益相反取引については、取締役会での事前の承認および事後の報告を要する旨、取締役会規則で定めています。

また、取締役会の決議においては、特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加しないことを取締役会規則に定めています。

コーポレート・ガバナンスおよび業務執行の体制（2022年6月23日時点）





ターゲット
● 8.7



ターゲット
● 16.5

監査委員会監査および内部監査の状況

監査委員会監査の状況

三菱自動車の監査委員会は、監査方針および監査計画にもとづき、原則として月次で開催される監査委員会のほか、内部監査部門とのミーティング、および執行役などへのヒアリングにより、国内外主要関係会社を含む内部統制システム（財務報告に係る内部統制を含む）の構築・運用状況、コンプライアンス活動の進捗と運用状況、リスク評価の妥当性の検証およびリスク管理体制などについて情報収集を行い、組織的な監査を実施しています。当事業年度では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、監査委員会が従来行っていた海外拠点往査などは一部実施を見合わせましたが、電話回線又はインターネットなどを経由した手段も活用して、実効的な監査の実施に努めました。

当事業年度の監査委員会においては、監査方針及び監査計画、監査の方法、監査職務の分担などのほか、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査計画、監査の方法及び結果の相当性、監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters: KAM）についてのコミュニケーション、月次の常勤監査委員職務執行状況の報告などがなされました。

監査委員会は上記に加え、監査方針及び監査計画に基づき、内部監査部門とのミーティングを年6回開催（所要時間約120分/回）し、同部門を通じて内部統制の運用状況など、監査及び情報収集を行いました。また、執行役などへのヒアリングを年11回開催（所要時間約90分/回）し、国内外主要関係会社及び各部門の内部統制システムの構

築・運用、コンプライアンス、リスク管理などの課題への取り組み状況を確認しました。

常勤監査委員は、上記のほか、経営会議などの重要な会議及び委員会への出席、重要な決裁書類等の閲覧、執行役および執行役員などへのヒアリング、主要な事業所及び国内外関係会社の往査又はヒアリング、国内関係会社監査役研修・連絡会、三様監査などを行いました。常勤監査委員の職務執行状況は、原則として月次で開催される監査委員会に報告をしています。

監査委員会の活動状況については、取締役会へ年2回報告をしています。加えて、執行役社長へ監査委員会の所見を伝えるべく意見交換を実施しています。

内部監査の状況

当社は内部監査部門として、執行役社長直属の独立した組織である監査本部に業務監査部と品質監査部を設置し、年度監査計画にもとづいて計画的に内部監査を実施しています。

業務監査部は、当社および国内外関係会社の業務運営が透明性をもって適切なプロセスで運営されているかについて、監査を実施しています。また品質監査部は、当社および国内外関係会社の製品品質関連業務が適正に遂行されているかについて、監査を実施しています。

監査本部による内部監査の結果は、執行役社長に直接報告されています。また、適正な会計監査の確保に向け、会計監査人、常勤監査委員との三様監査ミーティングを定期的に実施しています。

監査委員会と内部監査部門の連携状況

監査委員会は監査本部とのミーティングを定期的に行い、監査体制、監査計画、社内および国内外関係会社を対象とした内部監査結果の説明を監査本部から受けるとともに、監査本部に対し監査委員会の監査の状況についてフィードバックしています。また、取締役会に対しては、監査本部から報告を受けた内容を含め、監査委員会としての監査活動実績を取りまとめ、監査委員会から年2回取締役会に報告しています。

買収防衛策の導入の有無

なし。